

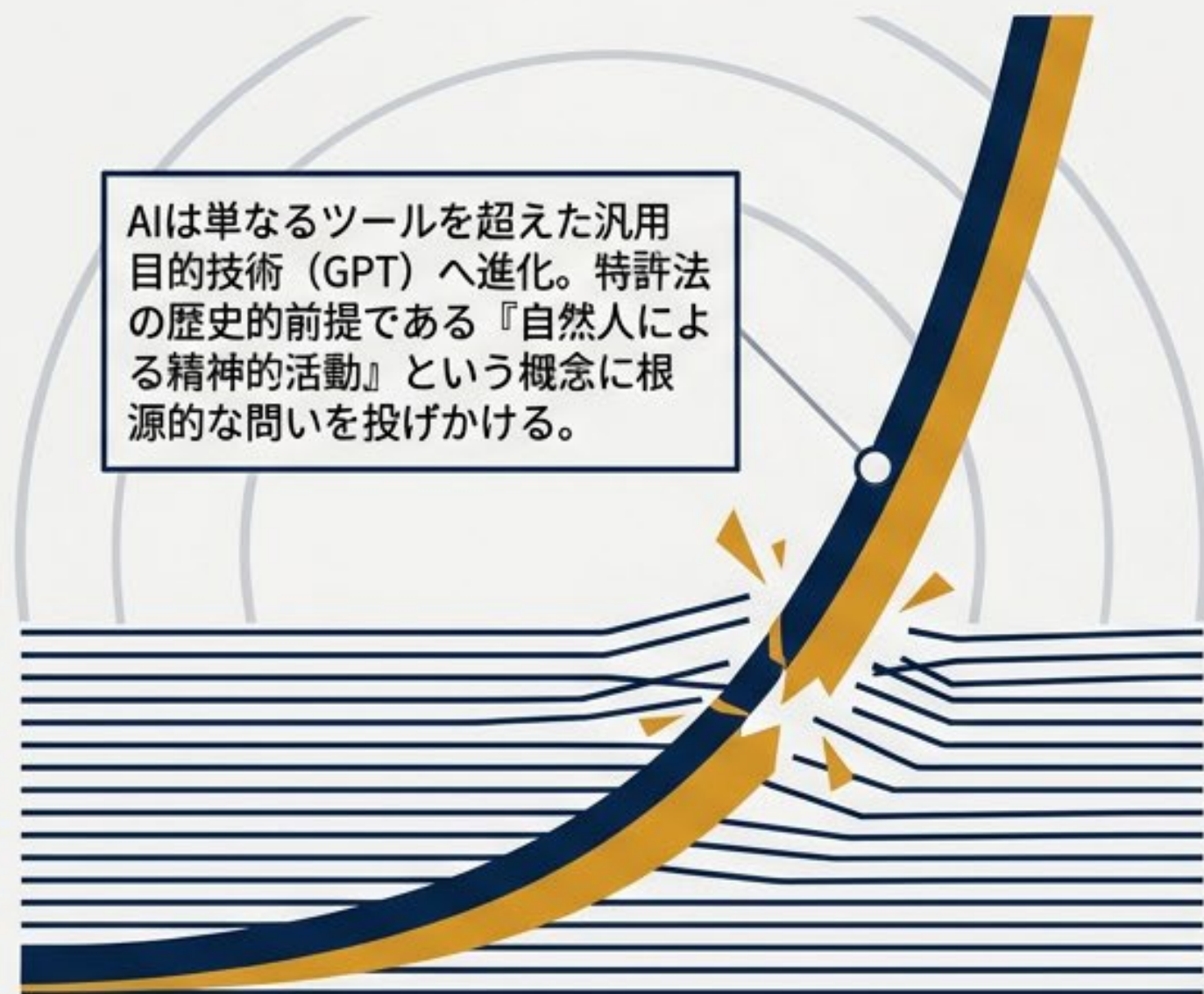
AI発明保護の現在地：現行法維持の リスクと次世代知財システムへの提言

令和7年度 特許庁「AI発明の保護に関する調査研究報告
書」に対する厳格な評釈と国際比較

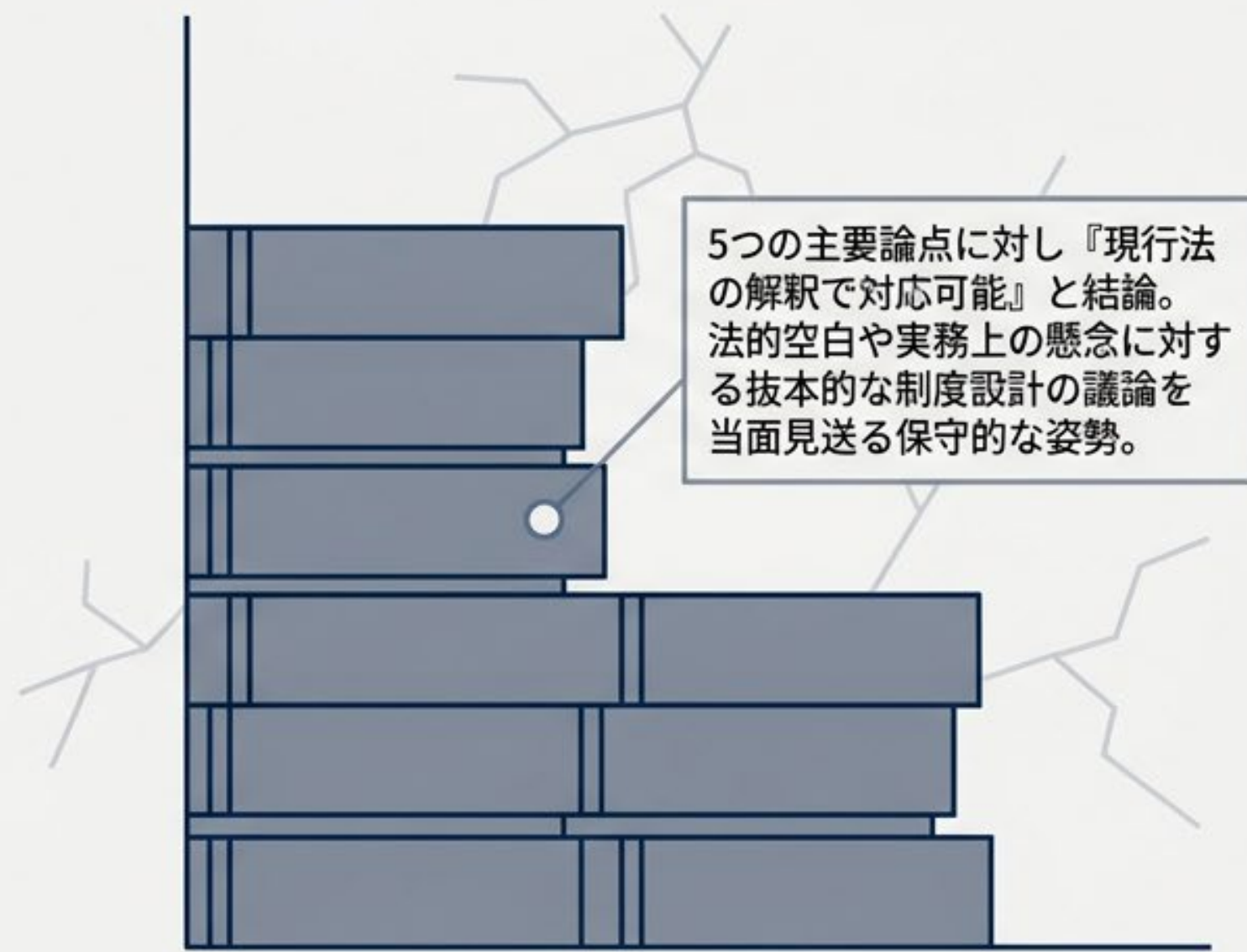
2026年6月

エグゼクティブ・サマリー：パラダイムシフトと静止する日本の知財政策

不可逆的なAIの進化



特許庁報告書のスタンス



諸外国がAI特許に関する新ルール形成を急ぐ中、
「現行法への依存」は中長期的な日本の知財競争力低下を招く懸念がある。

結論を歪めた「構造的死角」 (The Blind Spot)

現状維持バイアス

欠落した視点

伝統的産業（自動車、通信、製薬など）11者へのヒアリングに偏重。
既存特許許網の防衛や、海外IT巨人への警戒感から『急激なルール変更を好まない』傾向が強く反映た。



AIスタートアップ・新興企業が不在。AIネイティブな技術創出現場の切実な声が除外され、新ルール形成の必要性が過小評価されている構造的欠陥。

AIスタートアップ・新興企業が不在。AIネイティブな技術創出現場の切実な声が除外され、新ルール形成の必要性が過。

特定の業種への偏りが、「法改正は不要」という保守的なニーズ評価を生み出した可能性が高い。

発明と発明者の「分離」：DABUS判決が示した現行法の限界

概念上の「発明」

特許法第2条。報告書は非限定説を支持。AI自律発明も『自然法則を利用した技術的思想』に含まれ得ると解釈。



権利主体としての「発明者」

自然人に限られるという強固な原則。AIは権利能力を持たないため発明者として記載不可。



知財高裁 令和7年1月30日判決（DABUS事件）
『概念上の発明該当性と特許権付与の可否の分離』

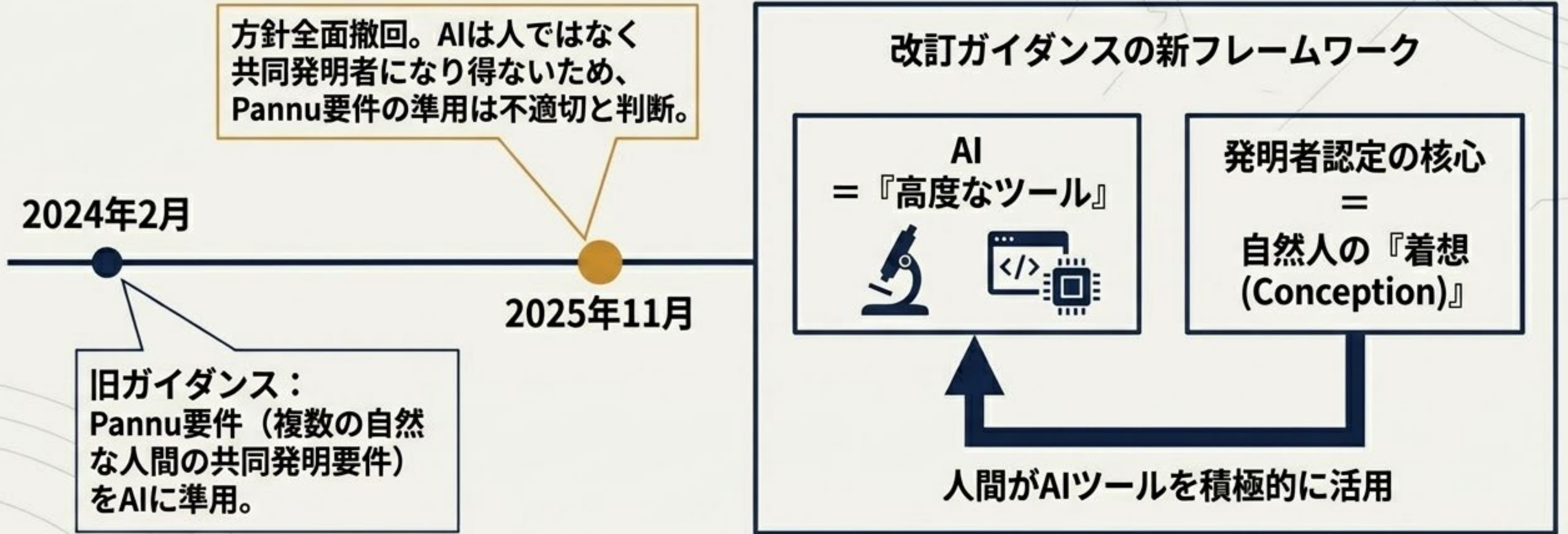
AIシステムは特許法上の「発明」を生み出し得るが、「発明者」が存在しないため特許は付与されない。
この「ねじれ」は解釈論では解決できず、法改正論議が不可欠である。

AI発明者認定を巡る国際的潮流と日本の孤立

国・地域	最新の政策・司法判断	自然人要件	AI利用時の発明者認定指針
米国 US	AI支援発明に関する発明者改訂ガイダンス公表 2025年11月（USPTO）	自然人に限定。 AIシステムは発明者となれない。	Pannuファクター（共同発明要件）の適用を撤回。単独の自然人による「着想(conception)」を発明者認定の核心とし、人間の貢献を判断基準の柱とすることを明確化。
ドイツ Germany	DABUS事件に係る連邦通常裁判所判決 2024年6月（BGH）	自然人に限定。	AIが主要な貢献をした場合でも人間の発明者指定は可能。全体的成功に重要な影響を与えた人間の貢献があれば十分とする具体的な認定基準を提示。
中国 China	人工知能関連発明の特許出願指針(試行) 2024年12月（CNIPA）	自然人に限定。 AIは民事主体と認められない。	AIの助けを借りた発明でも、発明の「実質的特徴に対して創造的な貢献」をした自然人を発明者として指定可能とする運用指針を提示。
日本 Japan	AI発明の保護に関する調査研究報告書 2026年3月（特許庁）	自然人に限定 (知財高裁 DABUS 判決 2025年1月)	現行の解釈・審査運用で対応可能とし、明確な公的指針の整備や厳格な基準提示を見送る「様子見」姿勢。認定基準が曖昧であり、指針整備の要望がある中で法的不確実性を放置している。

日本は『技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者』という従来の抽象的な判例規範への個別当てはめに依存し、現場に予見可能性を提供できていない。

【US Deep Dive】 米国USPTOのダイナミックな方針転換



厳格な運用方針：他国がAIを発明者と認めても、米国出願時（優先権主張含む）にAIが発明者として記載されていれば即座に拒絶される。

【Global Deep Dive】ドイツと中国が提供する「実務的予見可能性」

ドイツ（BGH 連邦通常裁判所）

2024年6月 DABUS決定

自然人原則は維持。AIが主要な貢献をした場合でも、自然人が「全体の成功に影響を与える貢献」をしていれば発明者指定は可能かつ必要。

ドイツ（BGH 連邦通常裁判所）

中国（CNIPA 国家知識産権局）

2024年12月 人工知能関連発明の特許出願指引

AIの助けを借りた発明において、発明の「実質的特徴に対して創造的貢献」をした自然人を発明者として明文化。

2024年12月 人工知能関連発明の特許出願指引

両国とも自然人要件を強固に維持しつつ、「どの程度の関与が発明者と認められるか」という明確な判断基準（ガードレール）を現場に提示している。

先行技術のスパム化と「実施可能要件」のボトルネック

生成AIによる無限のパラメータ・化合物構造の低コスト大量生成（Hallucination含む）

報告書スタンス



先行技術データベースへの流入

現行の『実施可能要件』のみで審査

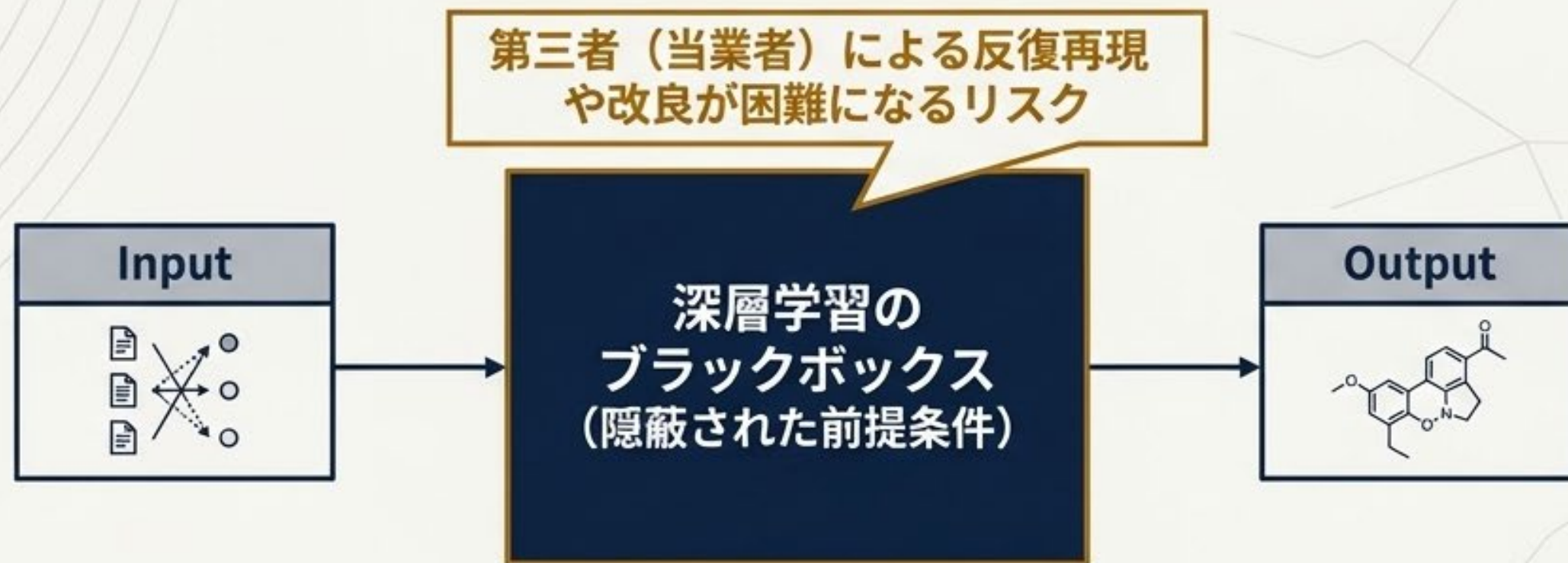
化学・製薬等では実験なしに虚偽情報の判別が不可能。
審査官の拒絶理由通知と出願人の反証にかかる『過度な立証負担』が発生。

実務崩壊の危機

報告書スタンス

AI生成を理由に除外せず、
現行基準で対応可能と
楽観視。
(※米国USPTOは2024年4
月に既に意見募集を開始)

AIの「ブラックボックス」と記載要件の空洞化リスク



中国（CNIPA）：ルールの明確化

2024年12月の指引第4章で、ブラックボックス問題に対応する明細書の公開要件（完全開示）を細分化・明確化。

日本（本報告書）：判断の留保

現時点では実施可能要件を満たせば足り、「開示は不要」と判断を留保。

技術進歩のスピードを考慮すれば、パラメータ・使用モデル等Cの限定的開示ガイドラインの継続的検討が不可欠である。

先使用权（第79条）の法的非互換性によるビジネスリスク



報告書は将来の訴訟リスクを認識しつつも法改正を否定。しかし、被疑侵害者の強力な抗弁である先使用权が不安定なままでは、企業の事業活動における予測可能性が著しく低下する。

統合診断：ガラパゴス化する日本のAI知財システム

	日本のスタンス（解釈依存・現状維持）	世界のトレンド（制度的対応・予見可能性）
発明該当性	DABUSねじれを放置	法目的の再定義へ議論進行
発明者認定	指針見送り・個別事案の解釈に依存	人間による着想・貢献の明確なガイドライン化（米独中）
引用発明適格性	実施可能要件に丸投げ（立証負担増大）	AI生成スパムに対する制度的防御の模索
記載要件	ブラックボックス放置（現時点では開示不要）	完全開示ルールの細分化（中国等）
先使用权	条文解釈の限界と訴訟リスクを放置	投資保護に向けた法的整備

局所的な「現行法解釈」の積み重ねが、全体としての「法的不確実性」を生み出し、国際的な制度調和から遅れをとっている。

今後の制度設計に向けた3つの政策的提言（The Path Forward）

イノベーションの主体が変容する今、知財システムに求められるのは「現状維持」ではなく、変化に対する「積極的な予見可能性の提供」である。

1. 明確な認定ガイドライン

「指針を示すのは難しい」という姿勢を脱却。自然人の「**創作的関与**」の境界線を明確にする実務的ガイドラインと事例集を**即時整備**する。

2. 開示要件の運用ルール

AI出力に依存する発明において、当業者の**追試・検証**を担保するため、AI推論の前提条件等に関する適切な**開示ルール**を策定する。

3. 実務と事業化保護の制度設計

大量のAI生成情報に対する**審査・立証負担**の整理（引用発明）と、第79条の限界を見据えた**事業化準備者の保護**（先使用权）に関する**法改正論議**を開始する。

国際的な制度調和（International Harmonization）